

北海道告示第10578号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和6年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その3)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|-----------------------|---|--|--|--|---|------------------|----|
| <p>1 骨髄ドナー助成事業 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行った者に対し支援を行う市町村への補助を行うことで、円滑な骨髄移植の推進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村</p> | <p>補助事業者がドナーに対し助成する事業に要する次の経費 (1) 健康診断又は自己血の採血のための通院、入院 (2) 骨髄等の採取のための入院 (3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談</p> | <p>1/2以内</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p> | | |
| <p>2 がん検診車整備事業 がん検診車の設備整備を行い、がん検診の受診率向上を図り、がんの早期発見・早期治療を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道対がん協会</p> | <p>がん検診を実施する車両の購入費及び修繕費（車両の長寿命化に資するものに限る。）</p> | <p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p> | <p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p> | | |